

第64回全国植樹祭 鳥取県実行委員会 会則(案)

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会会則(案)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会
(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、「第64回全国植樹祭」(以下「植樹
祭」という。)を開催し、記念式典、植樹行事をはじめ活力
のある健全な森林づくりと森林の環境保全に対する意識
の高揚を図るために必要な事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事
業を行う。

- (1)植樹祭の開催に必要な企画及び運営に関するこ
- (2)関係機関及び団体との連絡調整等に関するこ
- (3)その他目的を達成するために必要な事業に関するこ

第2章 組 織

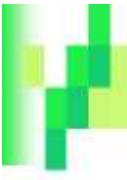
(構 成)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事及び参与
(以下「委員等」という。)で構成する。

- 2 会長は、鳥取県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、鳥取県議会議長及び開催地(式典会場)首長
をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 監事は、鳥取県会計管理者をもって充てる。
- 6 参与は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員等の職務)

- 第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、前条第
3項に掲げる順序により、その職務を代理する。

- 
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
 - 4 監事は、会計の監査に当たる。
 - 5 参与は、植樹祭の運営方針及び具体的運営方法に関し、助言するものとする。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、第17条の規定により実行委員会が解散することとなる日までとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書の規定により旅費を支給する場合には、鳥取県職員の例に準じて支給することとする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会、及び専門委員会とする。

(総 会)

第9条 実行委員会の総会(以下「総会」という。)は、会長、副会長及び委員(以下「実行委員」という。)並びに監事及び参与をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1)会則の制定及び改廃に関すること
 - (2)植樹祭の企画及び運営の基本事項に関すること
 - (3)事業計画、予算及び決算に関すること
 - (4)幹事会へ委任する事項に関すること
 - (5)専門委員会へ付託する事項に関すること
 - (6)その他植樹祭の開催に関し重要な事項に関すること
- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会し、議

決することができない。ただし、総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は、書面をもって議決に加わることができる。

- 5 総会の議事は、出席した実行委員（代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、総会に実行委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会長の専決処分）

第10条 会長は、緊急を要し総会を招集するいとまがないと認めるとときは、前条第3項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

（幹事会）

第11条 実行委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成し、会長が委嘱する。
- 3 幹事長は、鳥取県農林水産部長をもって充てる。
- 4 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 6 幹事会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関する事項
 - (2) 総会から委任された事項に関する事項
 - (3) 第9条第3項各号に掲げる事項以外で、植樹祭の実施に関する必要な事項に関する事項
 - (4) その他会長が必要と認める事項に関する事項
- 7 幹事会は、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を審議し、決定した時は、次の総会に、これを報告しなければ

ならない。

- 8 第9条第4項及び第5項の規定は、幹事会の会議において準用する。この場合において、「総会」とあるのは「幹事会」に、「実行委員」とあるのは「幹事」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 9 前8項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第12条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、委員長、副委員長、専門委員(以下「専門委員等」という。)をもって構成し、会長が委嘱する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 第6条及び第7条の規定は、専門委員会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「専門委員等」と読み替えるものとする。
- 5 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。
- 6 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について審議し、決定する。
- 7 専門委員会は、前項に掲げる事項を審議し、決定した時は、次の総会にこれを報告しなければならない。
- 8 第9条第4項及び第5項の規定は、専門委員会の会議において準用する。この場合において、「総会」とあるのは「専門委員会」に、「実行委員」とあるのは「専門委員」にそれぞれ読み替えるものとする。
- 9 前8項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を鳥取県農林水産部森林・林業総室内に置く。

- 2 事務局は、事務局長、事務局職員により構成する。

3 事務局長は鳥取県農林水産部森林・林業総室長をもって充て、事務局全体の総括を行う。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

(経 費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第15条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、鳥取県の財務に関する諸規程に準ずるものとする。

第6章 解 散

(解 散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成され事業報告を行った後に解散する。

2 実行委員会が解散するときにある残余財産は、鳥取県に帰属するものとする。

第7章 補 則

(補 則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成22年 月 日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から平成23年3月31日までとする。



別表(第4条関係)

役 職	各団体における役職
委 員	鳥取県議会農林水産商工常任委員会委員長 鳥取県警察本部長 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター中国 四国整備局鳥取水源林整備事務所所長 社団法人鳥取県緑化推進委員会理事長 財団法人鳥取県造林公社理事長 鳥取県森林審議会会长 鳥取県林業協会会长 鳥取県森林組合連合会会长 鳥取県木材協同組合連合会会长 鳥取県山林樹苗協同組合理事長 財団法人日本きのこセンター理事長 鳥取県林業研究グループ連絡協議会会长 鳥取県漁業協同組合代表理事組合長 鳥取県内水面漁業協同組合連合会代表理事長 鳥取県農業協同組合中央会会长 鳥取県連合婦人会会长 鳥取県生活協同組合全域理事 社団法人鳥取県物産協会会长 社団法人鳥取県観光連盟会会长 財団法人鳥取県観光事業団理事長 鳥取県商工会連合会会长 鳥取県環境審議会会长 とつとり環境ネットワーク代表 森林保全活動関係者(森林ボランティア等) 学識経験者(大学教授等) 鳥取県市長会会长 鳥取県町村会会长



役 職	各団体における役職
委 員	開催地(植樹会場)首長 近畿中国森林管理局鳥取森林管理署署長 環境省中国四国地方環境事務所米子自然環境事務所所長 鳥取県文化観光局長 鳥取県農林水産部長 鳥取県教育委員会教育長
参 与	株式会社新日本海新聞社代表取締役社主 株式会社山陰中央新報社代表取締役社長 日本放送協会鳥取放送局局長 株式会社山陰放送代表取締役社長 日本海テレビジョン放送株式会社代表取締役社長 山陰中央テレビジョン放送株式会社代表取締役社長